

京都市告示第309号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年 8月15日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大原野101号線	西京区大原野上里北ノ町901番地の1地先から 同町923番地の1地先まで	令和4年8月24日 午後3時
大原野108号線	西京区大原野上里北ノ町1130番地の2地内	令和4年8月24日 午後3時

(建設局土木管理部道路明示課)